

田辺市周辺衛生施設組合出納員の設置等に関する規則

制定 平成17年4月28日 規則第2号

改正 平成21年7月17日 規則第2号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第171条本文の規定に基づき、田辺市周辺衛生施設組合（以下「組合」という。）に出納員を置く。

(出納員)

第2条 出納員は、組合事務局の次長の職にある者（以下「次長」という。）をもって充てる。ただし、次長が法第292条において準用する法第172条第1項の職員に該当しないとき、又は次長に事故があり、若しくは次長が欠けたときは、組合事務局の職員のうち、事務局長以外の上席の職員であるものとする。

(任免)

第3条 出納員は、辞令の交付を行わずに前条の規定により指定した職にある間、任命されたものとみなす。

附 則

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則（平成21年7月17日規則第2号）

この規則は、平成21年7月20日から施行する。